

様式2（第3の6関係）

会 議 の 概 要

1 会議名 (審議会名)	宝塚市社会福祉審議会（令和7年度第2回）
2 開催日時	令和7年（2025年）8月22日（金）14時00分～16時00分
3 開催場所	宝塚市役所 4階 政策会議室
4 出席委員 (敬称略)	<参加者> 藤井博志、木本丈志、永崎正幸、福住美壽、長岡恵美、沼田満美子、伊藤恵美子、（以下、臨時委員）今北さゆり、梅田幸子、加藤めぐみ、大谷喜久、米田直人、木本大輔、塩見淳
5 公開不可・一部不可の場合の理由	
6 傍聴者数	0人
7 公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可
8 議題及び結果の概要	<p>（1）審議会委員の交代、臨時委員の委嘱について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員交代に係る委嘱状の交付 ・議事後に次期計画策定に係る諮問を行うことのご案内 ・臨時委員就任に係る委嘱状の交付 <p>（2）宝塚市障害福祉計画（第7期）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）の令和6年度の実施状況について</p> <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料に関する説明 <p>【会長】</p> <p>前半と後半に分けて審議をしていただく。まずは項番(1)～(4)でどの項目でも結構なのでご意見、ご質問をいただきたい。</p> <p>【委員】</p> <p>「(1)施設入所者の地域生活への移行」について、今後の課題や取組について、施設入所者や支援者に対する地域移行への促しや研修が必要とは、地域の人々への研修も含まれているのか。</p> <p>【事務局】</p> <p>「支援者」とは相談支援事業所や委託計画相談支援事業所がこれまでの取組みであったが、令和6年度より地域連携推進会議が開始されている。地域に開かれた会議と評されているものであり、これには地域の代表の民</p>

生委員や民生委員児童委員の参加を想定している。その場で実際の利用者の居室などを見学したりすることで地域の方へも理解を深めていただく。

【委員】

地域の方の理解が利用者には重要であるため議論が必要であると思う。

【会長】

全体的な地域理解への土壌づくりも必要だという意見である。地域も推進する難しさがあると思われるので考えていくべき内容だと思う。

【委員】

3点確認したい。

「(3)地域生活の充実」の「達成状況」の年1回自立支援協議会にて評価・意見交換を行っているとは全体会のことを指しているのか。また私見ではあるが全体会では報告は受けているが意見交換はしている認識がないので確認したい。

2点目は同項番の「今後の課題や取組」について体験の機会・場についての対象者の拡充や民間の既存施設の活用とあるが、以前から民間の既存施設の活用を踏まえた充実への取組みと言われているが実際にどのように何を取組むのか聞きたい。

3点目は「(4)福祉施設から一般就労への移行等」について、非常に伸びているがこれだけ増加している理由は何か。

【会長】

まずは自立支援協議会で意見交換はないのではないかという質問について。

【事務局】

全体会にて内容を説明をしたが、ご意見の通りそれ以外の議題も多くその場では活発な議論に至っていないので、白票で後日に意見を取りまとめる形で対応している。その点は事務局としても課題と感じている。

【委員】

課題として捉えているのであればよい。

【会長】

2点目、民間施設の活用もできていないのではないかという意見に関して

の回答を。

【事務局】

その点に関しても対応できていないと認識している。民間施設が独自で行っている体験の機会はあるが、それを行政の事業として落とし込む場合に対象者の選定や運用規定などに課題を抱えており活用には至っていない。

【会長】

3点目の質問の一般就労への移行者の増大の理由についての説明を。

【事務局】

就労移行支援のサービスによる部分が多い。インターネットなどによって就労移行支援というサービス自体が広く認知されるようになったことにも大きな要因の一つであると捉えている。主に重度の精神障害(がい)の方や発達障害(がい)のある方が多く利用されているが、一度休職された方の復職に対する支援でも利用が散見されるので伸びが大きくなっている。障害(がい)福祉課として今後は就労継続支援A型、B型を利用する方が一般就労の場で活躍できるような運営を行う必要があると考えている。

【会長】

自立支援協議会は国方でも重視しているので、議論が活発になるような運営を行ってほしい。民間の既存施設の活用は課題認識を明確にし、具体的な取組みを行ってほしい。

就労に関する質問は先ほどの質問に加えて知的障害(がい)者の就労が伸びないことに関してはどうのように捉えているのか意見を伺いたい。

【事務局】

ご明察の通り知的障害(がい)の方へはサービスが行き届いていない課題がある。知的障害(がい)の方の多くは就労継続支援A型、B型などを利用しているが、そこが次の段階へのステップアップの場であるということを市からもっと積極的に発信していかなければならないと感じている。

【会長】

実際問題としての行政のみでの取組は困難であると思われるが、課題設定することで自立支援協議会を含むさまざまな機関等と連携し課題解決へ取り組むことが重要である。

【委員】

「(2)精神障碍(がい)にも対応した地域包括システムの構築」について、達成状況等の項目は自立支援協議会のくらし部会の取組のことであることを確認したい。

【事務局】

障害福祉計画における精神障碍(がい)にも対応した地域包括システムの構築については、自立支援協議会のくらし部会で検討するという位置付けをしている。よって課題や取組に関してもくらし部会とリンクさせている。

【委員】

自分自身がくらし部会の委員であるのでくらし部会での立ち位置や認識を改める。

【会長】

国の指針として達成目標が数値のみであるため、内容の精査が行われるような議論をお願いしたい。

【委員】

自立支援協議会自体が意見を発信できない場になっている。地域の者としての意見を言えるような場にしていきたいと願う。

【会長】

続いて項番(5)～(8)に関してご意見を賜りたい。

【委員】

「(5)相談支援体制の充実・強化等」について、2点確認したい。基幹相談支援センター・特定計画相談支援事業所・委託相談支援事業所の3層構造における複合多問題についてどのような人材の育成及び質の向上・担保を図っていくのか。またピアサポーターの育成についての見通しについて。

【事務局】

3層構造の連携を図れる体制を整えていると共に、自立支援協議会の事務局会議において多職種連携をテーマとして様々な職の方から意見をいただきながら人材育成における課題の抽出を進めている。加えて質の担保につ

いても自立支援協議会の事務局会議において専門的人材の育成をテーマに研修の機会を設けるなど質の向上・担保を図っている。

【事務局】

ピアサポートについては、社会福祉協議会に委託をしており養成等に取り組んでいる。

令和6年度からは制度を変更したため、参加人数は数字の上では目標値を下回る結果となっているが、ピアサポートに特化した活動を行っているための結果である。将来的には時間は要するが、ピアサポーターの方々が相談支援事業所等で仕事として活躍できるように社会福祉協議会と行政とで取り組んでいきたい。

【委員】

多職種連携は非常に良い取り組みであると思う。他にも心理職や法律職など相談員だけでは対応できない側面からの支援を考えることも検討してほしい。

【会長】

児童、高齢、生活困窮の3点に重複問題があるが事務局の回答は障碍(がい)福祉の分野のみの多職種連携による対応となっている。次回の計画策定の際は介護保険課と障碍(がい)福祉課が課題を共有し、福祉部門の連携体制を進めるべきである。それぞれが多職種連携しても意味はないので、3層構造の連携を進めるとともに行政側の高齢、児童、地域などの複合多問題に対応できる各福祉分野の分野連携、そして議題にもある多職種連携というものをどのように整備するかを課題として考えてほしい。

【委員】

「(7)障碍(がい)児支援の提供体制の整備等」について、市内の医ケア児は市内に何人いるか把握しているか。それらの子供にコーディネーターは足りているのか。医ケア児が通う学校などでは看護師の配置などの体制整備はできているか。

【事務局】

医ケア児は報告が上がっていない方もいるので障碍(がい)福祉課だけでは正確な人数は把握できていないが、相談支援事業所と繋がっている医ケア児は41人と把握している。

学校等に関する看護師配置については家族から事前に申請いただくこと

で管轄課が配置を調整している。令和3年に医療的ケア児支援法が規定されているので体制づくりは行政の責務であると考えている。これからも希望者には対応していきたい。

【会長】

難しさもある問題ではあるが、ニーズの把握、サービスへのアクセスがあるが、他市でも医ケア児の把握は同様の状態であるのか。

【事務局】

医ケア児コーディネーターを各市町が1名以上配置している。その統括機関として医療的ケア児センターが県下に1カ所あり、そこでの案件が各市町に情報共有される。また病院からの退院の際には養育支援ネットから保健師へ情報が共有され、退院後に保健師が対応を行い、行政へ情報が共有されていくという組織図になっている。

【委員】

「(5)相談支援体制の充実・強化等」について、ピアサポートについて、活動への参加が4人となっているが、実務として計画相談事業所と実務として活動するのはどのくらいの期間を目安としているか。目標は掲げているか。

【事務局】

現状は施設からの地域移行等に委託相談支援事業所が非常に積極的に活動しているのでこれからもピアサポーターのニーズは高まるはずであると想定している。よって、相談支援事業所が必要を感じた際は基幹相談支援センター等と協働して実務への導入を進めていきたい。

【会長】

会長から施設からの地域移行について。

「(1)施設入所者の地域生活への移行」については報告の通りの状態であるが、地域生活への移行とは家族の元へ帰ることではなく、地域へ還るということであるという認識が必要である。そのためには地域の整備、住民の理解が必要不可欠であること。宝塚市だけでなくさらに大きな社会の問題として捉え、来期の計画策定の中で審議してもらいたい。

また、精神障碍(がい)者への対応は日本が大きく遅れている分野であるので、これから具体的にどのように進められるかを議論してほしい。

(3) 宝塚市第5次障害(がい)者施策長期推進計画の令和6年度の実施状況について

【事務局】

- ・資料に関する説明

【会長】

事務局が作成した内部評価に基づき、「外部評価」と「外部評価に基づく取組の方向性」について議論いただく。1議題につき7分程度となるが、できるだけ多く意見をいただきたい。後日提出の白票による意見と合わせて、事務局と正副議長で預かり、中身を確定させる。

1) 「啓発・広報」について

【委員】

差別解消条例の啓発について、市内部の実施は進んでいると記載があるが、地域における実施は協議会でも中々進められておらず、評価はかなり低いと感じている。また、市役所での窓口対応についても、当事者としてもう少し「こうしてほしい」と思うことがある。

地域への周知に関しても、例えば、聴覚障害(がい)者との筆談用のボードを飲食店等に補助するなどの実施を市で進めてほしいと思う。

【委員】

市の手話言語条例の啓発に関する実施は、A評価でもよいと思うほど様々な実施を実施していると感じる。ただし、民間事業者への啓発についてはまだ不足していると感じる。

手話のハードルが高いことも認識しているが、筆談でも分かりにくいという人もいるため、自分たちにとっては手話が最もスムーズなコミュニケーション手段であることを、事業者にもっと啓発できればと感じる。

【委員】

手話通訳派遣事業の指標が目標値に届いておらず、昨年度は70周年記念事業などイベントも多くあったと思うが、少なかった理由はなぜかと感じた。イベントを実施する事業者等へ、手話通訳者の派遣ができるということをもっと周知できればと思った。

【会長】

差別解消条例の周知については自身も厳しい評価を下すが、障害(がい)福祉課のみで取り組める内容でもない。人権教育や社会教育といった、人権

分野の課題として取り組まれるべきものであり、市全体での取組が必要という認識を持つ必要がある。

2) 「生活支援について」

【委員】

自治会で「空家をグループホームに活用できないか」という声があり、社会福祉協議会では特にニーズが無かったため、最終的には民間事業者がグループホームとして活用することになった事例がある。グループホーム所在は地域に偏りがあると感じており、地位包括ケアという観点から、自分が住んでいる地域での空家活用によるグループホームの整備が進めばよいと感じる。市内には相当数の空家があるが、市としては空家のグループホームへの活用に関する取組について何か考えはあるか。

【事務局】

地域包括的ケアシステムについては、日常生活圏域だけでなく、自治会等の小さなコミュニティ単位でも検討していくことが、目指すべき将来的な形であると考えている。

グループホームの整備として、住まいづくり推進課が公営住宅の活用について取り組んでおり、以前まで空家となっていたところが、昨年度からグループホームとして事業を開始した。今はまだ、新築物件でのグループホーム開業が多いが、今後は空家の活用も新たなモデルとして検討していきたい。

【委員】

相談支援事業について、委託されている市内の7つの相談事業所の担当者は、ろう者の障害(がい)特性についてしっかり理解したうえで相談にのってもらえるかという不安がある。相談員に対して、聴覚障害(がい)者へ理解・対応の研修などの実施はあるか。

【事務局】

市内の7つの委託相談支援事業所は、様々な障害(がい)の方に対応しており、体制的には問題ないと考えている。ただし、個別の各障害(がい)に対する理解や、それらに関する研修については、まだまだ不足している部分もあるため、必要に応じて取り組んでいきたい。

【会長】

個々の相談員が全ての障害(がい)に対応できるようになるというのは、現

実的には中々困難であるため、事業者へ対して当事者側の不安点を発信するというも、相互の働きかけとして重要である。

【委員】

成年後見制度の利用促進について、権利擁護支援センターが中核機関として設置され、各機関との連携も行い、仕組みとして根付いてきていると感じる。体制が整備され、事業としては前に進んでいるためB評価で妥当だとは思う。さらに言えば、どのような方が成年後見制度を必要としているのかなどを考え、意思決定支援に基づいた権利擁護支援を実施していくことが必要とか投げる。

【事務局】

意思決定支援については市も重要な視点と考えているため、計画の文言への追記を検討する。

3) 「安全・安心なまちづくり」

【会長】

災害時要援護者への対策に関する取組は、B評価で大丈夫かという確認がしたい。また、福祉避難所に関する取組についてはどのような進捗か。

【事務局】

地域福祉課が所管している事業であるが、返送率の増加という点でしっかりと取り組んでいる事業だと認識している。

福祉避難所については、令和6年度実績は24か所で、令和7年度は4月に1か所追加され、25か所となっている。

【会長】

25か所というのは、障害(がい)児者を受け入れられるものか。

【事務局】

高齢分野と障害(がい)分野と合わせてである。

【会長】

とりわけ障害(がい)児においては、何かの災害の際には家族一体での避難が必要になるが、その点を踏まえた障害(がい)児者の避難受け入れの体制整備やその必要性について、どのような議論がなされているか。

【事務局】

福祉避難所については介護を24時間必要としている方の受け入れを想定しているが、事例は未だなく、避難訓練などの体験を通してもう少し精査していきたい。

【会長】

つまり、現状では対象を限定していると言える。発達障害(がい)者がいる家庭が、一般避難所を使わずに車や半壊状態の家で過ごすという事例は、阪神淡路大震災の頃からあり、未だ改善されていない。今後は対象層の拡大も検討して整備に取り組む必要があり、課題は大きいと考える。

【委員】

民生児童委員連合会としては、市は社協と協力して前向きに取り組んでいると認識しているため、遠慮がちにB評価としていることには不服を感じる。民生児童委員連合会も行政と一緒に避難訓練に取り組んでいるが、事業を所管する地域福祉課だけでなく、現状は参加予定のない障害(がい)福祉課とも一緒に、地域一体として取り組んでいきたいと考えている。

4) 「教育・保健・医療」

【委員】

D156に関して、市内の小・中学校からの依頼で手話学習の講師に行くことがあるが、依頼があるのは市内の学校の半分以下程度であり、固定化されがちであるため、もっと広がらないかと思う。

【会長】

福祉教育については、実際の普及度を考えるとA評価は付け難いため、地域福祉計画など他の計画でもしっかり議論していく。

福祉学習の一環として「車いす体験」の記載があるが、「障害(がい)者が助けられるべき人」というイメージを与える内容になると逆差別になりかねないため、気を付けなければならない。

5) 「雇用・就業」

【委員】

全体評価のつけ方について、数値等の目標で1つでも達成できていないものがあれば、B評価となるという理解でよい。

また、E193の就業・生活支援センターからの就職人数について、数値目標が達成されなかった理由は何か。

【事務局】

内部評価の付け方については、概要版に挙げている事業すべてがA評価であればA評価としているが、一つでも達成されていないものがある場合はB評価以下としている。ただし、今後については、分野全体を評価できるような方法も検討する。

【事務局】

令和7年度から運営法人が変更していることもあって、令和6年度は引継ぎ等業務等もあり、あまり事業に取り組めていなかった部分は感じられる。令和7年度からは、運営法人の変更に伴い就労に特化した形態となるため、その動向に注視していく。

6) その他

【委員】

分野4「教育・保健・医療」のD109の事業について、令和6年度の目標値は350、令和7年度の目標値は250となっているが、これは誤り等ではないか確認したい。

【委員】

相談体制の実施自体は継続しているが、「あのね」の設立など相談機関が多様化した結果として実績が減少したため、目標値を7割程度に落としており、誤りなどではない。

【事務局】

言い切れなかった意見や評価については、事前配布している白票をもって後日提出していただきたい。期限は2週間ほど。

(4) 次期計画策定に係る諮問、小委員会の設置について

- ・市長から会長への諮問
- ・小委員会設置の承認、委員の選出

その他連絡事項

【事務局】

- ・次回小委員会の予定について
- ・地域福祉課からの伝達事項